

令和元年8月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
平成30年(乙)第936号 損害賠償請求控訴事件(原審・名古屋地方裁判所平  
成27年(ワ)第3201号)  
口頭弁論終結日 令和元年5月9日

判 決

愛知県

控訴人兼被控訴人

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 正木健司

大阪市西区阿波座1丁目10番14号

被控訴人兼控訴人 株式会社コムテックス

(以下「被控訴人会社」という。)

同代表者代表取締役 有馬誠吾

被控訴人兼控訴人 有馬誠吾

(以下「被控訴人有馬」という。)

被控訴人兼控訴人 櫻井明

(以下「被控訴人櫻井」という。)

被控訴人兼控訴人 東海

(以下「被控訴人東海」という。)

被控訴人兼控訴人 猪原

(以下「被控訴人猪原」という。)

被控訴人兼控訴人 向野

(以下「被控訴人向野」といい、上記被控訴人兼控訴人6名を併せて「被控訴人ら」という。)

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 堀 井 敏 彦

同 川 口 直 也

主 文

- 1 被控訴人らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人会社は、被控訴人東海、被控訴人猪原、被控訴人向野、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1018万3880円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは1018万3880円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で）、控訴人に對し、1018万3880円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人東海は、被控訴人会社、被控訴人猪原、被控訴人向野、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1018万3880円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは1018万3880円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で）、控訴人に對し、1018万3880円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人猪原は、被控訴人会社、被控訴人東海、被控訴人向野、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1018万3880円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは

1018万3880円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で），控訴人に対し，1018万3880円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人向野は，被控訴人会社，被控訴人東海，被控訴人猪原，被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは，1018万3880円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で，被控訴人桜井とは，1018万3880円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で），控訴人に対し，1018万3880円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被控訴人有馬は，被控訴人会社，被控訴人東海，被控訴人猪原，被控訴人向野及び被控訴人桜井と連帶して，控訴人に対し，1018万3880円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 被控訴人桜井は，被控訴人会社，被控訴人東海，被控訴人猪原，被控訴人向野及び被控訴人有馬と連帶して（被控訴人有馬とは，1018万3880円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で），控訴人に対し，1018万3880円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

8 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

9 被控訴人らのその余の控訴をいずれも棄却する。

10 控訴人の控訴を棄却する。

11 訴訟費用は第1，2審を通じ，これを5分し，その2を控訴人の，

その余を被控訴人らの負担とする。

12 この判決は、2ないし7項に限り、仮に執行することができる。

### 事実及び理由

#### 第1 控訴の趣旨

(控訴人の控訴の趣旨)

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人会社は、被控訴人東海、被控訴人猪原、被控訴人向野、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは1698万3780円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で）、控訴人に対し、1698万3780円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人東海は、被控訴人会社、被控訴人猪原、被控訴人向野、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは1698万3780円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で）、控訴人に対し、1698万3780円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人猪原は、被控訴人会社、被控訴人東海、被控訴人向野、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは1698万3780円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で）、控訴人に対し、1698万3780円及びこれに対する平

成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人向野は、被控訴人会社、被控訴人東海、被控訴人猪原、被控訴人有馬及び被控訴人桜井と連帶して（被控訴人有馬とは、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、被控訴人桜井とは1698万3780円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で），控訴人に対し、1698万3780円及びこれに対する平成24年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被控訴人有馬は、被控訴人会社、被控訴人東海、被控訴人猪原、被控訴人向野及び被控訴人桜井と連帶して、控訴人に対し、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 被控訴人桜井は、被控訴人会社、被控訴人東海、被控訴人猪原、被控訴人向野及び被控訴人有馬と連帶して（被控訴人有馬とは、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で）、控訴人に対し、1698万3780円及びこれに対する平成27年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（被控訴人らの控訴の趣旨）

- 1 原判決のうち被控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る控訴人の請求をいずれも棄却する。

## 第2 事案の概要

1 被控訴人会社は、商品先物取引法（平成21年7月10日法律第74号による改正前の名称は「商品取引所法」。以下条文を摘示する場合は、時点を問わず「法」という。）に基づく商品取引員、控訴人は、平成24年7月26日から同年11月26日まで、被控訴人会社との間で商品先物取引委託契約に基づく金・

とうもろこし・白金の商品先物取引（以下「本件取引」という。）を行った者、被控訴人東海、被控訴人猪原及び被控訴人向野は、被控訴人会社の従業員（上記3名を併せて「被控訴人従業員ら」という。）、被控訴人有馬及び被控訴人桜井は、本件取引当時の被控訴人会社の代表取締役（上記2名を併せて「被控訴人役員ら」という。）である。

本件は、控訴人が、被控訴人従業員らによる不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、過当取引、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反等の一連の違法行為が存在したとして、被控訴人従業員らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、また、被控訴人従業員らの不法行為は被控訴人会社の事業の執行についてなされたものであるとして、被控訴人会社に対し、民法715条に基づく損害賠償請求として、さらに、被控訴人役員らには、被控訴人会社における教育指導体制等の内部統制システム整備・運営義務違反があったとして、被控訴人役員らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償請求として、連帶して1698万3780円及びこれに対する本件取引の終了の日である平成24年11月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人東海及び被控訴人猪原の新規委託者保護義務違反、被控訴人従業員らの指導・助言義務、信任・誠実公正義務違反、被控訴人会社の使用者責任及び被控訴人役員らの法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保すべき任務の懈怠を認め、控訴人の過失割合を4割、控訴人の損害額は1019万0268円と認めるのが相当であるとし、控訴人の請求を、被控訴人従業員ら、被控訴人会社及び被控訴人役員らに対し、連帶して、1019万0268円及びこれに対する年5分の遅延損害金（被控訴人従業員ら及び被控訴人会社については、本件取引が終了した平成24年11月26日から支払済みまで、被控訴人役員らについては、本件訴状の送達の

日の翌日から支払済みまで) の支払を求める限度で認容した。そこで控訴人、被控訴人らが、これを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、3 及び 4 のとおり控訴人及び被控訴人らの当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2ないし4に記載するとおりであるから、これを引用する。

### 3 控訴人の当審における補充主張

(1) 被控訴人東海は、本件パンフレットを用いて説明を行っていたが、本件パンフレットは、主として、損失限定取引ではなく；通常取引についての説明が記載されているものであり、本件パンフレットを用いて損失限定取引と通常取引の比較対照の形をとりながら、通常取引の有利性を強調するなどして、通常取引の招請を行うよう顧客を誘導する推奨・説明を行うことが可能であった。実際に、被控訴人東海から説明を受けた控訴人には、スマートCX（損失限定取引）の説明をされた印象がほとんど残っておらず、投資未経験者で、先物取引に関する知識・経験も、興味や関心も有していないなかった控訴人が、被控訴人東海から損失限定取引についての説明を受けた当日に、通常取引の口座開設申込まで至っている。

上記事情に鑑みれば、被控訴人東海は、本件パンフレットを利用して、通常取引の有利性を強調し通常取引の招請を行うよう誘導する推奨・説明を行うことにより、控訴人に通常取引の勧誘の招請を行わせたことが推認でき、本件は、実質的に控訴人から通常取引の勧誘の要請があったとは考えられない場合に該当するから、被控訴人東海の行為は、法214条9号に違反したものとして違法であるというべきである。

(2) 投資可能資金額は、控訴人の適合性を判断する上で重要な要素であるところ、控訴人の口座開設申込書には、預貯金欄の「1000万円～1500万円」に、金融資産欄の「1000万円～2000万円」にチェックがされて

いるが、このような幅のある申告内容の上限を足し合わせた金額の50%を投資可能資金額とすることに合理性はない。

被控訴人東海は、控訴人の投資上限は500万円ないし600万円であり、結婚資金も必要となることを伝えられていたにもかかわらず、投資可能資金額の設定にあたり、控訴人の金融資産の使途や投資意向等を十分調査・確認せず、本来新規委託者として保護すべき初期投資（取引開始後3か月間）において、直ちに上記500万円ないし600万円を投資させるために、1750万円を設定させたものであって、被控訴人東海には、本件取引開始時における適合性原則違反が認められる。また、本件取引においては、取引開始時における適合性原則違反のみならず、取引継続段階においても、適合性原則違反が認められる。

(3) 被控訴人東海においては、商品先物取引の仕組みやリスク等について、投資未経験者の控訴人が自律的に商品先物取引の投資の意思決定ができる程度に、リスクを生じさせる指標（商品の価格）が予想に反する方向に動いた場合の損失の深さについて具体的な数値によるシミュレーションを示すなどして、控訴人の知識・経験等に応じて、控訴人が商品先物取引のリスクの質と量を具体的にイメージできる説明を行わなければならなかった。しかるに、被控訴人東海は、短時間のうちに早口で資料を読み流して説明したにすぎず、控訴人においては、商品先物取引が証拠金取引であるとの意味、証拠金の倍率や約定金額、両建てのメリット・デメリット等についてほとんど理解できていなかった。

したがって、被控訴人東海において、控訴人の知識や理解力に応じて控訴人が商品先物取引の仕組みやリスク等について具体的に理解できるよう十分な説明を行ったものとは認められないから、説明義務違反が認められる。

(4) 本件取引において、被控訴人従業員らは、各取引の際に控訴人に電話を掛け、取引内容を確認しているが、控訴人は、短時間の電話で被控訴人従業員

らに言われるがままに取引を承諾していたにすぎず、自発的・自主的に取引内容を検討したり決定したりしたことは一切ない。本件取引の内容は、被控訴人東海や被控訴人猪原が実質的に決定していたものであって、控訴人が自己の責任と判断で行っていたものではないから、本件取引は実質的一任売買に該当する。

(5) 控訴人は、商品先物取引のリスクについて正しく理解できておらず、自主的・自律的な判断に基づいて取引を行うか否かを決することはできなかった。控訴人の損失の拡大は、控訴人の投資意向と乖離した多額の投資可能資金額を設定させ、被控訴人従業員らが終始主導して、自主的・自律的判断ができない控訴人に対し、過大な取引を継続させたことに起因するものである。また、被控訴人会社においては、従業員らの違法な勧誘・受託行為が繰り返されており、被控訴人役員らがこれらの行為に対し、迅速かつ適切な対応をとることがなかった結果、被控訴人従業員らの控訴人に対する上記重大な違法行為が発生したといえる。

上記事情に鑑みると、本件取引における被控訴人らの責任は極めて重く、被控訴人らの帰責性と比較して、控訴人の帰責性ないし損害の拡大に寄与した程度は低いというべきである。

#### 4 被控訴人らの当審における補充主張

(1) 被控訴人従業員らは、控訴人との面談の都度、残高照合通知書の内容を確認し、控訴人に取引の現状を説明し、控訴人の資金的余裕を確認しており、決済するか両建てするかの選択を含め、取引の枚数や回数、取引を続けるかどうかの判断は、控訴人自身が選択したことである。本件取引中には、途転、両建等の特定売買により控訴人が利益を得、もしくは損失を大幅に減少させたものもあり、控訴人は、特定売買の結果・効用を見たうえでその後の売買においても特定売買を行っているものである。控訴人は特定売買の意味や意義については事前に説明を受けて理解しているし、個々の場面においても被

控訴人従業員らは具体的に対処法の選択に必要な説明を行っている。また商品先物取引において特定売買を抜きにした取引は考えられず、取引の手数料は、取引によって損失が出た場合のみならず、利益が出た場合にも発生するものであるから、取引時点の相場材料や委託者の思惑を捨象し、単に取引枚数や回数、特定売買の回数や手数料の累積、総損金に占める手数料の割合（手数料化率）を根拠に取引の違法性を判断すべきではない。

- (2) 平成23年1月に商品先物取引法が完全施行され、本件ガイドラインは廃止されて「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」に一本化された。同指針には新規委託者保護義務の存在や具体的な数値基準等は定められていない。同指針は、新規委託者保護義務については、商品先物取引業者の定める規制に委ねたものであって、被控訴人会社においては、本件管理規則に新規委託者の保護についての定めがある。控訴人の保有建玉枚数の最大数112枚、必要証拠金額556万2000円は、控訴人申告に係る投資可能資金額1750万円の3分の1を超えるものではなく、本件管理規則に違反するものではない。また、被控訴人猪原は、平成24年10月6日の控訴人との面談時に、同月25日をもって、控訴人が本件管理規則で定める習熟期間は満了することを説明し、同月23日には取引可能な具体的な数値を説明しており、控訴人は自身の判断で、同月24日、25日の各100万円の送金を決めている。本件取引において、新規委託者保護義務違反に当たる事実はない。
- (3) 本件取引中の各取引に至った経緯や、控訴人は、残高照合通知書を確認して相違がないと回答していること、利益や損失が最終的に委託者に帰属することについて理解しているかを尋ねるアンケートに理解していると答えていること、控訴人が自主的に取引方針を決定していること等を踏まえれば、控訴人の過失割合は4割にとどまらない。
- (4) 被控訴人会社は、平成19年2月27日から実施された主務省による立入検査の結果、平成20年1月11日、本件行政処分を受けた。同処分を受け、

7名の取締役と2名の執行役員が辞任し、代表取締役は交代して被控訴人有馬が就任した。また、同年3月には受託業務管理規則及び勧誘規程を改定して審査体制を強化し、懲戒規程を改定して罰則を強化し、内部監査の徹底を図るとともに社員研修の充実を図るなどの体制整備と実践を行った。その結果、平成19年4月以降、紛議は激減した。したがって、被控訴人役員らが責任を負うことではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は、被控訴人らが、控訴人に対し、連帶して、1018万3880円及びこれに対する、被控訴人会社及び被控訴人従業員らについては本件取引終了の日である平成24年11月26日から支払済みまで、被控訴人役員らについては本件訴状送達の日の翌日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判断する。その理由は、次のとおり補正し、2及び3のとおり控訴人及び被控訴人らの当審における補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし5に記載するとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決50頁25行目及び同54頁8行目ないし9行目の各「利益となつた取引は特定売買に当たらない」をいすれも次のとおり改める。

「特定売買は、商品先物取引において相場変動に対応して利益を追求するための日常的な取引手法であって何ら違法ではない、また、手数料化率は、損金に対する手数料の割合であるので、利益となつた取引については取引利益から手数料が支払われ算出不能であり、損失額が減少すれば手数料化率は上昇するものであるから、手数料化率により取引の違法性を判断することは不合理である」

(2) 同56頁2行目の末尾に次のとおり加える。

「また、被控訴人会社においては役員が改選され、平成20年2月20日

付けて被控訴人会社取締役 7 名が辞任している（乙 109）。」

(3) 同 56 頁 21 行目冒頭から 25 行目末尾までを次のとおり改める。

「(ウ) 被控訴人会社が日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）に報告した資料によれば、被控訴人会社における平成 17 年度から平成 21 年度までの委託者等からの苦情、紛争及び訴訟件数は以下のとおりである（乙 106）。

平成 17 年度の苦情受付件数は 47 件、紛争受付件数は 4 件、同年度中に係争中の訴訟は 21 件、同年度末現在係争中の訴訟は 20 件であった。

平成 18 年度の苦情受付件数は 82 件、紛争受付件数は 4 件、同年度中に係争中の訴訟は 39 件、同年度末現在係争中の訴訟は 21 件であった。平成 19 年度の苦情受付件数は 35 件、紛争受付件数は 0 件、同年度中に提起された訴訟は 4 件、同年度末現在係争中の訴訟は 16 件であった。平成 20 年度の苦情受付件数は 20 件、紛争受付件数は 1 件、同年度中に提起された訴訟は 3 件、同年度末に係争中の訴訟は 10 件であった。平成 21 年度の苦情受付件数は 12 件、紛争受付件数は 0 件、同年度に提起された訴訟は 2 件、同年度末現在に係争中の訴訟は 6 件であった。」

(4) 同 57 頁 4 行目の「定められていた。」の後に次のとおり加える。

「同規程に基づき、実際に懲戒処分が行われたことがあった（原審証人松岡敏之〔3 頁〕）。」

(5) 同 58 頁 6 行目冒頭から同 62 頁 10 行目末尾までを次のとおり改める。

「イ 以下、被控訴人役員らに上記義務違反及び義務違反についての重過失が認められるか否かについて検討する。

(ア) 本件行政処分においては、被控訴人会社において、①適合性の原則に關し、投資可能金額を超えて取引を受託し、顧客の財産の状況を十分に確認しないまま取引を受託したこと（甲 8, 乙 107 [18~19 頁]）、②取引開始後 1 か月しか経過していない顧客に対し、両建てに関する理

解がなされているかどうかの確認を十分しないまま受注し建玉していたこと（甲8、乙107〔3頁〕）が処分理由とされていた。

(イ) そして、前記認定事実(2)イのとおり、控訴人は、商品先物取引口座開設申込書の「資産の状況欄」の預貯金欄については「1000万～1500万円」の部分に、金融資産（積立保険）欄については「1000万～2000万円」の部分にそれぞれチェックし、被控訴人東海に対し、500万円くらいを投資する旨述べていたところ、被控訴人東海においては、控訴人の預貯金や金融資産の具体的な内訳について尋ねることもなく（原審被控訴人東海〔37頁〕）、控訴人の投資意向は500万円程度であったにもかかわらず、投資可能資金額を本件審査規程の定める上限である1750万円に設定させたことが認められる。

また、被控訴人会社管理部の訴外酒井による事前審査面談においても、投資可能資金額1750万円のみが記載された適合性審査書類の提出に対し、何らの指示も出されないまま通常取引契約が許可され（乙15の1・2），控訴人の具体的な財産の状況、投資意向は問題とされなかつたことが認められる。

(ウ) また、前記認定事実(3)イのとおり、取引開始から4日後の7月30日には、被控訴人東海に伝えられたままに控訴人が記載した指示書が交付され、両建てが開始されている。同日、金34枚の売りを持っている控訴人は、金相場が値上がりすればマイナスが膨らむ状況であったが、決済して損害を確定させることも可能であり、どうしても両建てをしなければならない状況であったとの事情は認められない。

被控訴人会社においては、指示書があれば、新規委託者であっても両建て取引をすることができ（原審被控訴人東海〔43頁〕）、被控訴人東海は、取引開始からわずか4日後に、上記のとおり、控訴人に指示書を作成させ、控訴人から両建てを受託したものである（乙18、原審被控

訴人東海〔23頁〕)。

(エ) 本件行政処分においては、被控訴人会社において、顧客の財産の状況及び投資可能資金額の確認が不十分であったことが指摘されていたのであるから、被控訴人会社においては、再発防止のために、従業員に対し、顧客の財産を十分に調査し、慎重に投資可能資金額を確認するよう教育すべきであった。また、担当外務員の調査・確認だけでは不十分であると考えられるから、担当外務員の調査・確認の適否をさらにチェックする体制をとるべきであった。

しかるに、被控訴人会社においては、上記(イ)のとおり、担当外務員である被控訴人東海は、控訴人の財産状況や投資可能資金額を十分に調査確認せず、管理部による事前面談においてもより詳細な調査や確認等の指示はなく、契約はそのまま許可され、チェック機能は果たされていなかつた。

(オ) また、本件行政処分においては、取引開始後1か月しか経過していない顧客に対し、両建てに関する理解がなされているかどうかの確認を十分しないまま受注し建玉していたことが指摘されていたのであるから、再発防止のためには、取引開始後一定期間を経過しない顧客からの両建ては受託しない、両建てに関する理解がなされているか確認するために十分な審査体制を整える等の再発防止策をとるべきであった。

しかるに、上記(ウ)のとおり、被控訴人会社においては、指示書さえ提出されれば新規委託者からでも両建てを受託でき、再発防止策としては全く不十分であった。

(カ) 以上によれば、本件行政処分後も、被控訴人会社においては、本件行政処分前と同様の従業員による法令違反行為が繰り返されており、被控訴人役員らが、従業員が適正な勧誘・受託を行うよう教育し、違法行為を防止すべく内部管理体制を確保する義務を尽くしていたとはいえず、

その義務違反の程度は重いといわざるを得ない。

ウ これに対し、被控訴人らは、本件行政処分後、被控訴人会社においては、人員を刷新し、受託業務管理規則及び勧誘規程を改定して審査体制を強化し、懲戒規程を改定して罰則を強化し、内部監査の徹底を図るとともに社員研修の充実を図るなどの体制整備と実践を行い、その結果、平成19年4月以降、紛議は激減した旨主張する。

本件行政処分以後、被控訴人会社は改善措置として、前記4(2)ア及びウ(補正後)のとおり、役員の改選を行い、営業外務員に対する懲罰規程、受託業務管理規則に係る勧誘規程、社内監査規程等の各種規程を改正、策定し、従業員に対する研修や社内監査などを実施してきたこと、前記4(2)イ(ウ)(補正後)のとおり、平成20年度以降、被控訴人会社に対する苦情、紛争等の受付件数は減少傾向にあったことが認められる。

しかし、被控訴人会社においては、本件行政処分後、上記改善措置が実施されたものの、前記イのとおり、本件行政処分前と同様の法令違反行為が繰り返されており、上記改善措置は、従業員に法令を遵守させ、本件行政処分の理由となった法令違反行為の再発を防止するには不十分であったといわざるを得ない。また、本件行政処分後、被控訴人会社に対する苦情、紛争等の数が減少していたとしても、改善措置が不十分であり、被控訴人役員らに重大な義務違反が認められることに影響を与えるものではない。

エ 以上によれば、被控訴人役員らは、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務に違反しており、顧客の具体的な資産状況及び投資意向を前提とした投資可能資金額設定の適否に関するチェック体制の整備や、保護期間内の顧客が行う両建てに関する必要性、妥当性のチェック体制の整備は、被控訴人会社において、容易に行うことが可能であったと推認されることからすると、被控訴人役員らには重過失があったものと認められ、被控訴人役員らの重過失と控訴人が被つ

た損害との間には相当因果関係があると認められる。

したがって、被控訴人役員らは、控訴人に対し、連帶して、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う（同法430条）。

## 5 争点(5)及び争点(6)（控訴人の損害及び過失相殺の成否）

(1) 以上のとおり、被控訴人従業員らは、本件取引において、新規委託者保護義務違反、過当取引、指導・助言義務違反及び信任・誠実公正義務違反などの違法行為を行い、控訴人に不合理な売買を繰り返させる等したものであり、本件取引における被控訴人従業員らによる勧誘・受託行為は全体として違法なものといえ、控訴人に対する共同不法行為を構成し、また、被控訴人会社は使用者責任を負うというべきである。

そして、本件取引終了時における控訴人の被控訴人会社に対する委託証拠金残高は137万4200円であったことから、控訴人は本件取引による差引損1543万9800円の損失を被ったということができる。

(2)ア しかしながら、本件取引が商品先物取引という極めてリスクが高いものであることについては、本件取引当時、控訴人もこれを理解していたことが認められ、また、控訴人が、自己の投資予定額であった500万円以上の損失が拡大し続ける中でも自己の意思によって本件取引を継続したことなど本件に顧れた一切の事情を総合考慮すると、控訴人が損害の拡大に寄与した過失割合を4割と認め、これを過失相殺に基づき、前記損害の額から控除することが相当というべきである。

イ 控訴人は、本件取引における被控訴人らの責任は極めて重く、控訴人の帰責性ないし損害の拡大に寄与した程度は低いので、4割もの過失相殺を行うことは控訴人に酷である旨主張する。

しかし、控訴人の取引当時の年齢、社会人経験及び会社役員経験などに照らすと、控訴人には、商品先物取引の仕組みやリスク等について一応理解する能力はあったものと推認されること、控訴人の上記能力や本件取引

開始当時の控訴人の預貯金額に照らすと、投資可能資金額を1750万円と設定したこと自体を違法とは評価できないこと、控訴人は、各取引について被控訴人従業員らから説明を受けており、その意味内容を十分理解していなかったとしても、各取引内容を確認した上で承諾していたこと等を総合考慮すれば、控訴人の過失割合を4割とすることが相当であり、4割の過失相殺が控訴人にとって酷であるとは認められない。上記過失割合は、本件取引において被控訴人役員らの責任が認められることについても考慮したうえのものである。

ウ 他方、被控訴人らは、控訴人が自主的に取引方針を決定していること等を踏まえれば、控訴人の過失割合は4割にとどまらない旨主張する。

しかし、控訴人が、残高照合通知書を確認し相違がないと回答し、利益や損失の帰属についてのアンケートに理解していると回答していたとしても、商品先物取引が、投機性が高く、専門的知識を要する取引であることから、信義則上、商品取引員及びその従業員は新規委託者保護義務を負つており、投資経験がない控訴人が、アンケートに先物取引について理解していると回答し、自主的に取引を決定していたとしても、被控訴人会社及び被控訴人従業員らが上記義務を免れることはなく、前記2(6)のとおり、被控訴人従業員らは、上記義務に違反し、控訴人に過大な取引を勧誘し、取引を受託したことが認められ、その取引回数、取引額、特定売買の回数、手数料累計、損失額等に照らすと、控訴人の過失割合が4割を超えることはない。

エ 前記のとおり、控訴人の過失割合は4割と認めるのが相当であり、過失相殺後の控訴人の損害額は926万3880円である。また、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は92万円と認めるのが相当である。

そうすると、被控訴人らが控訴人に対し賠償すべき損害額は、1018

万3880円であり、被控訴人従業員ら及び被控訴人会社については、本件取引が終了した時点から同金額に対する年5分の割合による遅延損害金の支払義務が認められる。これに対し、被控訴人役員らについては、会社法429条1項に基づく損害賠償債務は期限の定めのない債務であることから、本件訴状送達の日の翌日（被控訴人有馬については、平成27年8月7日、被控訴人桜井については同月6日）から上記金額に対する年5分の割合による遅延損害金の支払義務が認められる。

そして、被控訴人らの控訴人に対する損害賠償債務は不真正連帶債務というべきであることから、被控訴人らは、控訴人に対し、それぞれの債務を連帶して支払うべき義務を負う。」

## 2 控訴人の当審における補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件は、実質的に控訴人から通常取引の勧誘の要請があったとは考えられない場合に該当し、被控訴人東海の行為は、法214条9号に違反したものとして違法であるというべきである旨主張する。

しかし、控訴人において、本件パンフレットを用いて、被控訴人東海により、通常取引の有利性・メリットを殊更強調されたなどといった説明状況に関する具体的な主張や立証がなされているとはいはず、被控訴人東海の本件パンフレットを用いて、損失限定取引と通常取引との比較を説明したにすぎない旨の供述に照らすと、被控訴人東海が、通常取引の有利性を殊更強調し、実質的に通常取引の推奨・説明を行っていたとまでは認められないことは、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(1)で認定、説示するとおりである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、被控訴人東海は、投資可能資金額の設定に当たり、直ちに500万円ないし600万円を投資させるために控訴人に1750万円を投資可能金額として設定させたものであって、被控訴人東海には本件取引開始時に

おける適合性原則違反が認められ、また、本件取引継続段階においても適合性原則違反が認められる旨主張する。

しかし、控訴人は、本件取引開始当時、38歳で、他社での会社員経験を経た後に父親が経営する会社に入社し、10年近く勤務しており、本件取引当時は同社の専務取締役であったこと等に照らすと、商品先物取引の仕組み等についてある程度理解する能力は有していたと推認され、上記控訴人の能力、控訴人の年収は500万円ないし550万円程度で、資産としては約1800万円の預貯金及び約100万円の自社株式のほか積立保険といった資産を保有していたことや、必要とされる結婚資金は200万円ぐらいであつたこと等に照らすと、投資可能資金額を1750万円と設定した本件取引が明らかに過大な危険を伴う取引であるとまでは認められず、本件取引開始時における適合性違反は認められないことは引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(2)エで説示するとおりである。

また、控訴人は、本件取引継続段階においても適合性原則違反が認められる旨主張するが、同主張は、過当取引の主張と同旨であり、その違法性を判断すれば足りるのであって、さらに適合性違反にあたるかどうかを判断する必要性はない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、被控訴人東海は、短時間のうちに早口で資料を読み流して説明したにすぎず、十分な説明を行ったものとは認められないから説明義務違反が認められる旨主張する。

しかし、被控訴人東海は、控訴人に対し、「委託のガイド（通常取引契約）」、「取引証拠金等一覧」、「委託手数料一覧表（通常取引）」を交付し、「お取引にあたって」と題する書面を示して、これに下線や具体的数字を書き込みながら、商品先物取引の基本的仕組みや商品先物取引がハイリスク・ハイリターンの取引であって預託した証拠金以上の損失が生じ得る危険があること等

を説明したこと、控訴人がさらに訴外酒井からも重ねて説明を受けたことなどからすれば、被控訴人東海ないし訴外酒井が、控訴人に対し、商品先物取引の仕組み、危険性、相場が外れた場合の対処法や両建て、手数料等について一通り説明し、控訴人においてはこれらを一応理解した上で本件取引を開始したものと認められ、被控訴人東海に説明義務違反は認められないことは、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(3)ウで認定、説示するとおりである。また、被控訴人東海が、控訴人が主張するような、具体的数値によるシミュレーション等をしてさらに詳しい説明をする義務を負っていたと認めることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(4) 控訴人は、本件取引において、控訴人は被控訴人従業員らに言われるがままに取引を承諾していたにすぎず、控訴人が自己の責任と判断で行っていたものではないので、本件取引は実質的一任売買に該当する旨主張する。

しかし、控訴人においては、残高照合通知書を確認の上、専ら相違がない旨回答しており、取引内容を把握していたと認められ、控訴人には商品先物取引の仕組み等を理解する能力があったものと考えられるから、控訴人の意思決定の自由が存しないような形で本件取引が行われていたとまでは認められず、本件取引が実質的一任売買に該当するとは認められないことは引用に係る原判決「事実及び理由」の第3の2(5)イで認定、説示するとおりである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

### 3 被控訴人らの当審における補充主張に対する判断

(1) 被控訴人らは、本件取引中の各取引は、控訴人が事前の説明によって理解した上で自己の判断で行ったものであり、単に取引枚数や回数、特定売買の回数や手数料の累積、手数料化率を根拠に取引の違法性を判断すべきではない旨主張する。

しかし、商品先物取引は、仕組みが複雑で相場の予測が困難で、多大な損

害が生じる可能性があるリスクの高い取引であり、専門的な知識を有しない委託者には的確な投資判断を行うことが困難な取引であるから、商品取引員及びその従業員は、信義則上、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するために一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模を一定内に制限しなければならない義務を負う。したがって、新規委託者が説明を受けてそれなりに理解した上で取引を行ったとしても、上記義務に違反した場合には、商品取引員及びその従業員は新規委託者に対する責任を負う。

控訴人は、先物取引の未経験者であり、少なくとも上記保護期間である3か月間においては、被控訴人会社の従業員は、控訴人に対し、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言すべきであったにもかかわらず、控訴人は明らかに過大な取引を行っており、被控訴人東海及び被控訴人猪原の受託行為には新規委託者保護義務違反が認められることは、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(4)イ（補正後）で認定、説示するとおりである。

また、いわゆる特定売買は、相場の変動状況によっては有用な取引手法となる場合があるものの、特定売買の取引手法によると、取引回数が必然的に増加し、商品取引員の取得する委託手数料が増える一方、顧客の手数料が増大することを考慮すると、取引期間中の特定売買比率及び手数料化率が高率である場合には、当該取引手法が商品取引員による手数料稼ぎの手段として利用されたものと推認するのが合理的であることは、引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第3の2(6)アで説示するとおりであり、新規委託者保護期間における本件取引の取引枚数、特定売買の回数、月平均売買数等に照らせば、被控訴人従業員らの行為は、新規委託者保護義務、指導・助言義務に違反するものであると認められる。

したがって、被控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2) 被控訴人らは、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」は新規委託者保護義務については商品先物取引業者の定める規制に委ねたものであって、本件取引において、本件管理規則に違反する事実はないから被控訴人従業員らに新規委託者保護義務違反はない旨主張する。

しかし、そもそも投資可能資金額を本件審査規程の定める上限額である 1 750 万円とすることに合理性はないし、控訴人は被控訴人東海に対し 50 万円くらいを投資する旨述べていたのであるから、本件取引において、保護期間における証拠金の額が、本件管理規則に定める上記投資可能資金額の 3 分の 1 である 583 万 333 円をわずかに超えなかったからといって、新規委託者保護義務違反とならないとするることはできない。新規委託者が説明を受けてそれなりに理解した上で取引を行ったとしても、新規委託者保護義務に違反した場合に、商品取引員及びその従業員が免責されるものではないこと、被控訴人東海及び被控訴人猪原の受託行為には新規委託者保護義務違反が認められることは前記(1)のとおりである。

したがって、被控訴人らの上記主張は採用することはできない。

(3) 被控訴人らは、控訴人の過失割合は 4 割にとどまらない、被控訴人役員らが責任を負うことはない旨主張するが、いずれも、引用に係る原判決の認定判断（補正後）を左右するものとは認められず、採用できない。

#### 第 4 結論

よって、原判決のうち、上記結論と異なる部分を変更することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第 1 部

裁判長裁判官

倉 田 慎 也

裁判官 大 場 め ぐ み

裁判官久保孝二は、差し支えのため署名押印できない。

裁判長裁判官 倉 田 慎 也

これは正本である。

令和元年8月22日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 川名亜祐子